

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の
推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を
一層推進するための方策について（答申）

令和 8 年 7 月 30 日

東京都教育委員会 いじめ問題対策委員会

目 次

はじめに	1
第 1 東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題	2
1 対策委員会による検証、評価の経緯	2
2 第5期答申「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策」に基づく取組の成果及び今後の方向性..	6
(1) 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止等の取組の推進	6
(2) 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有	8
(3) 教職員の意識啓発及び対応力等の向上	11
(4) 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実...	13
(5) 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進	15
(6) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態への対応力の向上	17
第 2 東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性	19
1 いじめ問題対策委員会からの提言	19
2 いじめ防止対策の一層の推進に向けた 5 点の方策	20
(1) 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止等の取組に向けた教職員の対応力の向上 ..	20
(2) 子供がいじめ問題を主体的に考え行動できる取組の充実	20
(3) いじめ問題の現状を把握し、子供が自ら S O S を出せるようにする取組の充実 ..	20
(4) 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進	21
(5) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態への対応力の向上	21
第 3 資料	22

はじめに

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会(以下「いじめ問題対策委員会」という。)は、平成 26 年 6 月に制定された東京都いじめ防止対策推進条例第 11 条に基づき、東京都教育委員会の附属機関として設置された組織である。

本いじめ問題対策委員会規則第 2 条に定められた所掌事項は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都や区市町村の教育委員会並びに都内公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について調査審議し、答申することなどとしている。

本いじめ問題対策委員会(第 6 期)は、令和 6 年 12 月 2 日に東京都教育委員会から、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について検討するよう諮問を受けたところである。令和 6 年 12 月以降、6 回の会議を開催し、審議を重ねてきた。

本答申は、東京都公立学校における「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 3 次】」に基づく取組の現状や課題、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性を示したものである。

今後、本答申を踏まえ、より実効的ないじめ防止対策が推進されることを期待している。

令和 8 年 7 月 30 日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

第1 東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題

1 対策委員会による検証、評価の経緯

平成 25 年にいじめ防止対策推進法が制定された後の東京都におけるいじめ防止等の取組と、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「いじめ問題対策委員会」という。）による検証、評価の経緯をたどることとする。

（１）平成 26 年 6 月 東京都いじめ防止対策推進条例の制定等

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定し、東京都におけるいじめ防止に向けた具体的な取組を明示した。

（２）平成 28 年 7 月 いじめ問題対策委員会（第 1 期）答申

ア いじめ問題対策委員会（第 1 期）は、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）からの諮問を受け、平成 28 年 7 月に『いじめ総合対策』に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）」を答申した。

イ この答申では、2 年間の取組の成果として、都内公立学校が、いじめ防止のための組織の確立や教育相談体制の充実などにより、いじめの解消に努めてきたことを挙げている。

ウ 一方で、教職員に「いじめ」の定義に対する確実な理解に基づき組織的な対応を徹底させることや、子供たちがいじめ問題の解決に向けて主体的に行動しようとする意識や態度を身に付けさせることなどについては、取組の改善を図る必要があるとした。

（３）平成 29 年 2 月 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】」の策定

ア 都教育委員会は、いじめ問題対策委員会（第 1 期）答申を踏まえ、「いじめ総合対策」を改訂し、平成 29 年 2 月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次】（以下「いじめ総合対策【第 2 次】」という。）」を策定した。

イ この中で、「いじめ防止の取組を推進する 6 つのポイント¹」をはじめ、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の段階ごとの具体的な取組を示した。また、都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、都内全ての公立学校において、校長をはじめ、教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的ないじめ防止等のための取組が推進されるようにした。

¹ 「いじめ防止の取組を推進する 6 つのポイント」は、「軽微ないじめも見逃さない」、「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む」、「相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す」、「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」、「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る」、「社会全体の力を結集し、いじめに対峙する」の 6 点である。

(4) 平成 30 年 7 月 いじめ問題対策委員会（第 2 期）答申

- ア いじめ問題対策委員会（第 2 期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、平成 30 年 7 月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。
- イ この答申では、取組の成果として、各学校が見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応等を推進することを通して、多くのいじめの解消に努めてきた実績を評価した。
- ウ 一方で、「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」や「子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにするための取組」の推進のほか、保護者や関係機関等との信頼関係に基づく連携により、いじめの解決を図ることなどについて、取組の一層の改善を図っていくことの必要性を指摘した。

(5) 令和 2 年 7 月 いじめ問題対策委員会（第 3 期）答申

- ア いじめ問題対策委員会（第 3 期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、令和 2 年 7 月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。
- イ この答申では、取組の成果として、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応等を推進することを通して、早期にいじめを解消に導いてきた実績を評価した。
- ウ 一方で、「多様性や互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭・地域等、様々な場を通して育むこと」や、「児童・生徒の S O S を出す力、受け止める力を育成することに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすこと」、「学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させること」などについて、今後、さらに取組の改善を図っていくことの必要性を指摘した。

(6) 令和 3 年 2 月 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」の策定

- ア 都教育委員会は、いじめ問題対策委員会（第 3 期）の答申を踏まえ、「いじめ総合対策【第 2 次】」を改定し、令和 3 年 2 月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】（以下「いじめ総合対策【第 2 次・一部改定】」という。）」を策定した。
- イ この中で、教職員が日常における自分自身の取組を点検・評価し、改善を図ることができるよう、いじめ防止において必ず取り組む 18 の項目についてイラストで分かりやすく表したダイジェスト版を示すとともに、学校や保護者、地域の方々がいじめ問題について共に考え、理解を深められるよう、新たに開発した演習形式のプログラム「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」、「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」を掲載した。

(7) 令和4年7月 いじめ問題対策委員会（第4期）答申

- ア いじめ問題対策委員会（第4期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、令和4年7月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。
- イ この答申では、取組の成果として、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応が徹底されていることや、スクールカウンセラー等を積極的に活用した教育相談体制の充実が図られている実績を評価した。
- ウ 一方で、全ての教職員が「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめ対策委員会」についての理解を深めるとともに、日常的にいじめ問題等について話し合えるような同僚性を高めることや、社会全体の力を結集しいじめに対峙するために日常から地域住民や関係機関との関係を築き、連携を強化することの必要性を指摘した。

(8) 令和6年7月 いじめ問題対策委員会（第5期）答申

- ア いじめ問題対策委員会（第5期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、令和6年7月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。
- イ この答申では、取組の成果として、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組や、専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進の実績を評価した。
- ウ 一方で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に関する対応について、初期対応や組織的対応、保護者との連携・協力の点において、取組の一層の改善を図っていくことの必要性を指摘した。

(9) 令和7年6月 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】」の策定及び「いじめ総合対策【子供版】」の作成

- ア 都教育委員会は、生徒指導提要の改訂（文部科学省 令和4年12月）及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂（文部科学省 令和6年8月）の流れを捉えつつ、いじめ問題対策委員会（第5期）の答申を踏まえ、「いじめ総合対策【第2次】・一部改定」を改定し、令和7年6月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】（以下「いじめ総合対策【第3次】」という。）」を策定した。
- イ この中で、「生徒指導の2軸3類4層構造」及び「いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」を具体的に説明したものを掲載し、「自己指導能力」を育成するための視点を明示するとともに、子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の例（高校生いじめ防止協議会の実施）やいじめの重大事態の対応に関する課題について、根拠法令等を基に解説を掲載した。

ウ 都教育委員会は、いじめの当事者である児童・生徒がいじめやいじめ防止の取組を理解し、どうすればいじめをなくすことができるかを自ら考えられるようにするため、「いじめ総合対策【子供版】」を作成した。発達の段階に応じて3編（小学1年生から3年生向け、小学4年生から6年生向け、中学生・高校生向け）を作成し、法や条例等で示されていることや、都内公立学校での取組を分かりやすく解説し、子供自身が学び、考えることのできる内容とした。

(10) 令和8年7月 いじめ問題対策委員会（第6期）答申

ア いじめ問題対策委員会（第6期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、令和8年7月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。

イ この答申では、取組の成果として、発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりたじめ防止対策や教職員のいじめ重大事態への対応力の向上に向けた取組の実績を評価した。

ウ 一方で、学校や教育委員会が現在行っているいじめ防止対策の現状を把握した上で更なる質の向上を図ることや、子供がいじめ問題を自分のこととして主体的に考えることができるように発達の段階別に作成した「いじめ総合対策【子供版】」の活用の更なる充実、専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の一層の改善を図っていくことの必要性を指摘した。

2 第5期答申「いじめの防止等の対策を一層推進するための方策」に基づく取組の成果及び今後の方向性

第5期の答申において、いじめ問題対策委員会は、「いじめ防止等の対策を一層推進するための方策」について、都教育委員会が取り組む事項として次の6点を挙げたところである。いじめ問題対策委員会では、都内公立学校におけるいじめ防止等の取組の現状と成果、更に取り組むべき内容について審議してきた。本項では、いじめ問題対策委員会の審議における委員の意見を併せて示すこととする。

【いじめ防止等の対策を一層推進するための方策】

- (1) 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進
- (2) 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有
- (3) 教職員の意識啓発及び対応力等の向上
- (4) 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実
- (5) 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進
- (6) いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態への対応力の向上

(1) 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進

【具体的な視点】

- ① 児童・生徒一人一人が、互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分で考え行動に移すことができる「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」の在り方を考えられるようにする。
- ② 全ての児童・生徒が「いじめを許さない・見過ごさない」態度や力を身に付けるようないじめの未然防止教育の具体的な取組を明らかにする。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) 「いじめ総合対策【第3次】」に「自己指導能力」を育成するための視点を記載

生徒指導提要の改訂（令和4年12月）で新たに示された「生徒指導の2軸3類4層構造」及び「いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」について、「いじめ総合対策【第3次】」上巻の巻頭に具体的な説明を記載し、発達支持的生徒指導の趣旨を確認できるようにした。また、「いじめ総合対策【第3次】」下巻に、全ての教育活動を通じ、子供一人一人に対して、自らいじめについて考え、自ら行動し、いじめ問題に対応できる力を意図的・計画的に身に付けさせることができるよう作成した学習プログラムの中で、児童・生徒が「自己指導能力」を身に付けられるようにするために留意すべき「生徒指導の実践上の視点」を掲載した。

(イ) 各種連絡会等における「自己指導能力」の重要性の説明

区市町村教育委員会の生活指導担当指導主事を対象とした連絡会において、「生徒指導の2軸3類4層構造」及び「いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」について確認し、学校が組織的にいじめの対応ができるように支援することの重要性を説明した。また、都内全公立学

校の校長を対象とした連絡会及び生活指導主任を対象とした連絡会において、児童・生徒一人一人が、互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分で考え行動に移すことができる「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」の在り方について考えさせる内容を取り上げ、各校における発達支持的生徒指導の実践を推奨した。

(ウ)「いじめ総合対策【子供版】」の作成及び周知・啓発

法や条例等で示されていることや、都内公立学校でのいじめ防止に向けた取組を分かりやすく解説し、子供自身が学び、考えることができるようにするために、「いじめ総合対策【子供版】」を発達の段階別に3編にまとめて作成した。小学1年生から3年生向けでは、分かりやすく事例を示しながら、いじめの定義を理解できるようにしている。小学4年生から6年生向け、中学生・高校生向けでは、いじめの行為が犯罪行為につながる事例を併せて紹介している。3編ともいじめの定義や、学校のにじめに関する取組を理解しながら、誰もが安心して過ごせるようにするためには、日頃からどのようなことに配慮する必要があるかなどについて、子供たち自身で考えられる内容となっている。

【委員の意見】

(ア)「自己指導能力」を育成するための視点を明記したことは大変よい。教育活動で実践するとなるめあてや目標があって、それに対する評価が必要となる。学校が「発達支持的生徒指導をこのように具現化しました」ということを簡単に検証できるシステムを開発できるとよい。

(イ)子供たちが、いじめを止めることは簡単なことではない、と思っている雰囲気から抜け出て、自分のこととして考え、いじめは止められるのだという、実効感をもてるかどうかにかかっている。また、いじめ防止について、意識の高い子供だけではなく、いじめを見かけても、関わりをもともしない子供たちが、どうやって自分のこととして考えられるようにするかが大切である。

イ 成果

(ア)「いじめ総合対策【第3次】」に「自己指導能力」を育成するための視点を明記することで、学校における日頃からの発達支持的生徒指導を促進した。

(イ)発達の段階に応じて児童・生徒が「いじめを許さない・見過ごさない」態度や力を身に付けられるように「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、周知・啓発を行った。

ウ 今後の方向性

(ア)ふれあい(いじめ防止強化)月間「教員シート」及び「学校シート」を活用して学校が発達支持的生徒指導の実施状況を検証し、取組の質の向上を図る。

(イ)「いじめ総合対策【子供版】」の活用状況を把握した上で、効果的な活用方法を検討し、都内全公立学校に共有していく。

(2) 発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有

【具体的な視点】

- ① 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの実態に合ったいじめ防止対策の在り方を検討する。
- ② 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等の結果や、学校等におけるいじめ問題に関する現状や課題等を分析し、好事例について共有を図る。
- ③ SOSの出し方に関する映像教材等の効果的な活用方法について活用事例集を作成し、周知啓発を図る。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

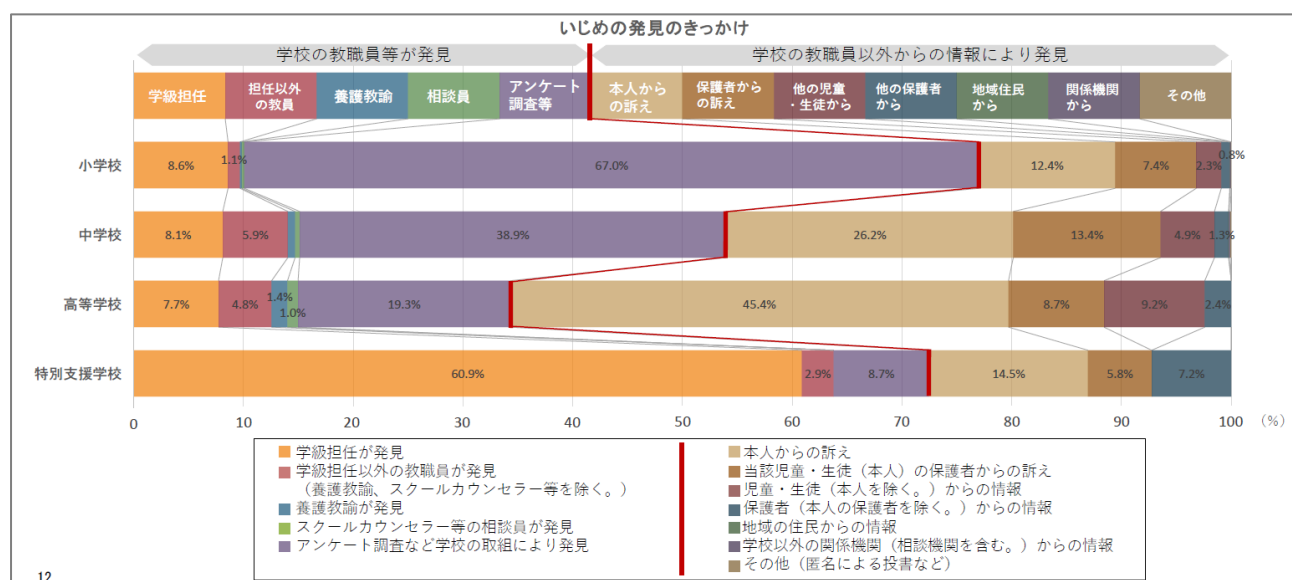
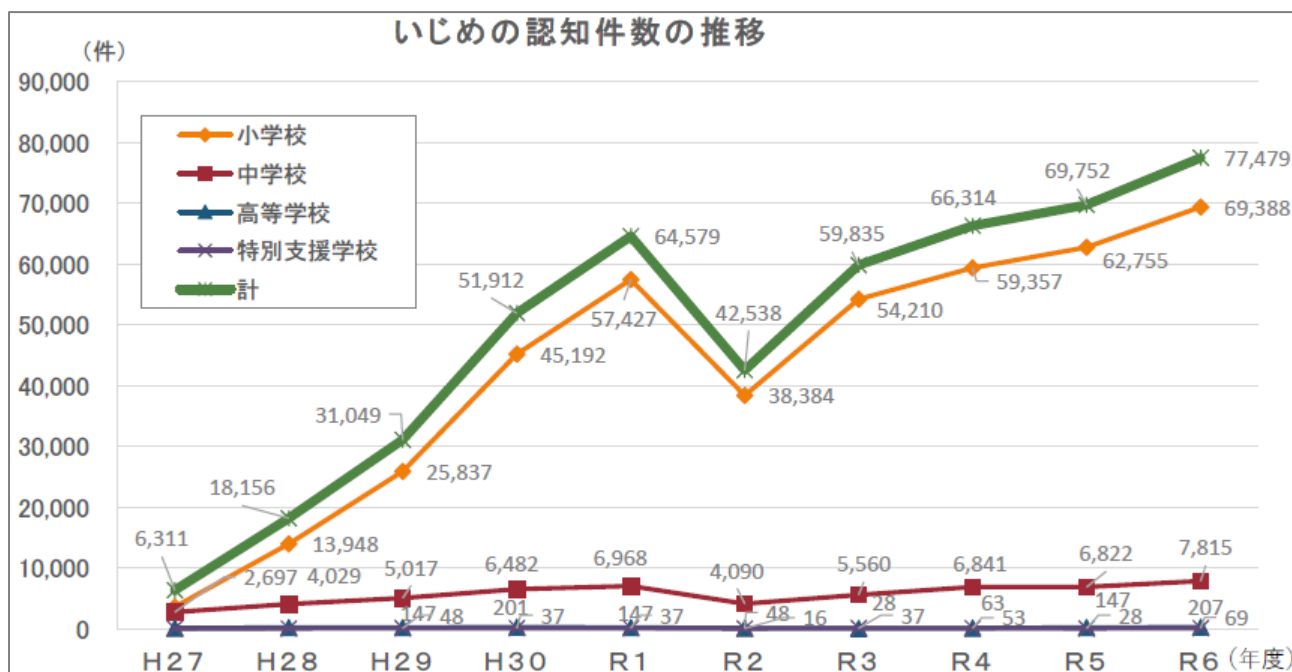
(ア) 発達の段階に応じた指導資料の作成及び周知

都教育委員会は、「いじめ総合対策【子供版】」を発達の段階別に3編作成するとともに、令和7年度「高校生いじめ防止協議会」において、「いじめ総合対策【子供版】」の活用方法について検討した。その結果、高校生委員は、自分たちがすべきことの一つとして、『いじめ総合対策【子供版】』の効果的な活用に向けた授業案の提示を挙げ、子供が子供のために行ういじめ防止の授業案を考えた。さらに、令和7年度生活指導担当指導主事連絡会において、「いじめ総合対策【子供版】」の学校での活用状況について共有することで、各地区における活用の促進を図った。

(イ) いじめ問題に関する現状や課題等の分析

「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、都内公立学校の令和6年度のいじめの認知件数は、77,479件であった。平成27年度から増加傾向にあり、令和2年度に減少したが、令和3年度以降、再度増加傾向である。また、いじめの発見のきっかけについて、小・中学校、特別支援学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見していることが分かった。さらに、いじめられた児童・生徒の相談状況について、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっていた。(参照：都教育委員会ホームページ「[『令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』について](#)」)

都教育委員会は、これらの結果を都内全公立学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において共有し、今後の施策の展開に生かせるようにした。



「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（東京都教育委員会）

（ウ）SOSの出し方に関する映像教材等の効果的な活用方法の周知

都教育委員会は、学校における自殺予防教育を推進させるため、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 自分を大切にしよう」を作成し、平成30年2月に都内全公立学校に配布するとともに、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けて、周知徹底を図ってきた。令和5年度には、「SOSの出し方に関する教育」の一層の推進に向けて、自分の不安や悩みに早期に気づき、SOSを出す力を一層高めるための児童・生徒向け動画や、教職員が子供のSOSを受け止め、支援する力を向上させるための教職員向けの動画を作成し、令和6年度に都内全公立学校に周知した。令和7年度には、都内全公立学校の生活指導主任等を対象とした生活指導担当者連絡会において、「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の自殺の状況の結果を共有するとともに、SOSの出し方に関する映像教材等の効果的な活用について説明し、各学校での活用を促している。

【委員の意見】

- (ア) 「いじめ総合対策【子供版】」は、よく整理されていて、とても重要なメッセージがちりばめられている。発達の段階に応じた3編は、それぞれ子供たちに向けて分かりやすく構成されている。その一方で、小学1年生には内容が難しいと感じるので、小学3年生までの3年間を見通して使用することや、保護者と一緒に読んでいじめについて考えるなどの工夫が必要ではないか。
- (イ) いじめの認知件数が増加していることについて、第8条の「いじめの積極的認知」が定着するまでに大体10年ぐらいかかったのではないかと考えている。「いじめ総合対策【第3次】」を見ると、その次のフェーズは、子供たちに自己指導能力を付ける、子供たちを育てるという視点で記載されており、いじめ問題の本質的なところにアプローチできるのではないかと期待している。
- (ウ) いじめの発見のきっかけについて、高校生は45.4%が本人の訴えとなっていることは、以前から都教育委員会が取り組んでいる「SOSの出し方に関する教育」の成果だと思う。今後、このように本人から相談できる状況がますます増えていくことを期待している。

イ 成果

- (ア) 子供たち自身がいつでも「いじめ問題」について考えられるように、発達の段階に応じた子供向けの指導資料「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、都内全公立学校に周知した。
- (イ) 「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果をまとめ、都内全公立学校と共有することで、学校におけるいじめ防止対策の一助となるようにした。
- (ウ) 小学校において、アンケートがいじめの発見のきっかけとなった割合は年々増加しており、都内全公立学校で行っている年3回以上のアンケートがいじめを発見するための取組として一定程度機能していることが分かった。
- (エ) 「SOSの出し方に関する教育」の映像教材を作成し、都内全公立学校に周知するとともに、連絡会等で効果的な活用方法について共有し、各学校での活用を促した。
- (オ) 中学校及び高等学校においては、本人からの訴えをきっかけとしていじめを認知した割合が増加しており、生徒が自らの不安や悩みを言葉にし、周囲の大人に相談しようとする意識が高まっていると捉えられる。

ウ 今後の方向性

- (ア) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれのいじめ防止対策の現状を把握し、実態に合ったいじめ防止対策の在り方について引き続き検討していく。
- (イ) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等の結果や、学校等におけるいじめ問題に関する現状や課題等を引き続き分析し、好事例について共有を図る。
- (ウ) 「SOSの出し方に関する教育」を引き続き推進していく。

(3) 教職員の意識啓発及び対応力等の向上

【具体的な視点】

- ① 児童・生徒が安心してアンケートを回答できるようにアンケートの形式や実施方法を工夫する。
- ② 各校において年3回以上実施することとしている教員研修について、学校や区市町村教育委員会が実態を考慮した上で実施しやすくなるように、研修内容や研修方法、研修資料等を工夫する。
- ③ 各校において年3回以上実施することとしているいじめに関する授業について、未然防止の観点に重点を置き、児童・生徒が主体的に考えることができるように授業の在り方を検討する。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) いじめアンケートの電子化の推進

令和6年度高校生いじめ防止協議会において、「教室での紙媒体への記入による回答方法は他の生徒に回答が見られる恐れがあり、嫌だと感じる」等の声があることから、いじめアンケートの電子化について提案があった。このことから、都教育委員会では、令和7年10月21日付7教指企第774号「児童・生徒を対象としたいじめを把握するためのアンケートの電子化の推進について（通知）」にて、都立学校で実施するいじめアンケートの電子化の推進を図った。また、都立学校における令和7年度のアンケート以降の保存期間を、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考に、実施年度の末から5年間とした。

(イ) 「いじめ総合対策【第3次】」における教員研修プログラムの更新

「いじめ総合対策【第3次】」下巻〔実践プログラム編〕の教員研修プログラムについて、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」から「研修5 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組」を新たに作成し、スクールカウンセラーを活用した「いじめ防止に関する授業」実践事例を掲載することで、学校や区市町村教育委員会がすぐに研修を実施できるようにした。

(ウ) いじめ総合対策【第3次】における学習プログラムの更新

「いじめ総合対策【第3次】」下巻〔実践プログラム編〕の学習プログラムを、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」から各プログラムに「生徒指導の実践上の視点」を追記することで、授業を実施する教員が児童・生徒の自己指導能力を育成する視点を明確にできるようにした。また、令和7年度「高校生いじめ防止協議会」において、子供が子供のために行う「『いじめ総合対策【子供版】』を効果的に活用した授業案」について検討した。

【委員の意見】

(ア) いじめアンケートは、紙で行う利点と電子媒体で行う利点と両方あるが、いずれのアンケート方式も万能ではないので、教員が情報を持ち寄って検討することが大切である。また、子供が安心して回答できるようにするために、回答したアンケートの使い道を事前に説明するなどの配慮が必要である。子供自身がそのアンケートをどう受け止めているかということに対する教職員の鋭敏さが大切である。

(イ) いじめの相談について、どの大人に相談するかは子供が選ぶので、大人である私たち一人一人が子供に選んでもらえるようにする研修も必要である。

(ウ) いじめ問題に対して、自分の学校にいじめが起きていないか、いじめの対応を真剣に考えていこうとしているかについて、学校間の温度差を感じる。校長対象の連絡会等において「問題を解決していくにはリーダーシップを発揮しなければいけない」という自覚をもっていただくことが大事だと思う。

(エ) 学習プログラムについて、日常の学校生活との関連がもう少し見えやすくなると「この授業を実際にやってみよう」となるなど、実際に授業を行った後の広がりにつながるのではないかな。

イ 成果

(ア) 令和6年度高校生いじめ防止協議会における「教室での紙媒体への記入による回答方法は他の生徒に回答が見られる恐れがあり、嫌だと感じる」等の意見を反映し、都立学校で実施するいじめアンケートの電子化の推進を図った。

(イ) スクールカウンセラーを活用した「いじめ防止に関する授業」実践事例など、専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決に向けた研修プログラムを開発した。

(ウ) 授業を実施する教員が児童・生徒の自己指導能力を育成する視点を明確にできるように、「いじめ総合対策【第3次】」下巻〔実践プログラム編〕の学習プログラムに「生徒指導の実践上の視点」を追記した。

(エ) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」におけるいじめの認知件数は、令和4年度 66,314 件、令和5年度 69,752 件、令和6年度 77,479 件と増加している。これは、教職員によるいじめの定義の理解が進み、軽微な段階からいじめを見逃さず、組織的な対応につなげようとする姿勢が、都内公立学校において一定程度浸透してきていると捉えられる。

ウ 今後の方向性

(ア) いじめを把握するためのアンケートを、紙で実施する場合と電子媒体で実施する場合のそれぞれについて、いじめ発見の効果や学校の声を参考にしつつ、子供の発達の段階や学習環境等を考慮した上で、よりよい実施方法を推進していく。

(イ) 学校はいじめ問題に関わる教員研修について、教育委員会が実態を把握できる仕組みを構築することで質の向上を図る。また、校長や生活指導主任、生活指導担当指導主事等を対象とする連絡会等において、引き続き、意義や実施方法等について説明や協議を行い、教員の意識や専門性を高める。

(ウ) いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題について主体的に考えることができるような授業の在り方や取組を引き続き検討するとともに、小・中・高等学校のつながりや校種間の連携を推進する。

(4) 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実

【具体的な視点】

- ① 「いじめ総合対策（第3次）」を策定するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、活用方法について検証を行う。
- ② 都教育委員会や各学校において実施しているいじめ防止等のための取組について、実績やその効果等を示す。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) 「いじめ総合対策【第3次】」の策定

都教育委員会は、生徒指導提要の改訂（文部科学省 令和4年12月）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂（文部科学省 令和6年8月）の流れを捉えつつ、いじめ問題対策委員会（第5期）の答申を踏まえ、「いじめ総合対策【第2次】・一部改定」を改定し、令和7年6月に「いじめ総合対策【第3次】」を策定した。

この中で、「生徒指導の2軸3類4層構造」及び「いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」を具体的に説明し、自己指導能力を育成するための視点を明示するとともに、子供自身がいじめ問題への理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の例（高校生いじめ防止協議会の実施等）やいじめの重大事態の対応に関する課題について、根拠法令等を基に解説を掲載した。

(イ) 「いじめ総合対策【子供版】」の作成

都教育委員会は、いじめの当事者である児童・生徒がいじめやいじめ防止の取組を理解し、どうすればいじめをなくすことができるかを自ら考えていけるようにするため、「いじめ総合対策【子供版】」を作成した。発達の段階に応じて3編（小学1年生から3年生向け、小学4年生から6年生向け、中学生・高校生向け）作成し、法や条例等で示されていることや、都内公立学校での取組を解説し、子供自身が学び、考えることのできる内容とした。

(ウ) 「いじめ総合対策【子供版】」の活用方法の検証

都教育委員会は、子供自身がいじめについて考えを深めることができるようにするため、都内公立小・中・高等学校に実際に赴き、児童・生徒から「いじめ総合対策【子供版】」の活用方法について直接意見を聴取した。また、令和7年度「高校生いじめ防止協議会」では、高校生委員が自分たちのすべきことのひとつとして、『いじめ総合対策【子供版】』の効果的な活用に向けた授業案の提示を挙げ、子供が子供のために行ういじめ防止の授業案を考えた。さらに、令和7年度生活指導担当指導主事連絡会において、「いじめ総合対策【子供版】」の学校での活用状況について共有することで、各地区における活用の促進を図った。

【委員の意見】

(ア) 「いじめに関する授業」は、子供たちに何を学ばせるかという視点を事前に教員が共有しておくことが重要である。また、子供たち自身が学級の在り方について話し合う場面等において、誰もが安心して生活できる学級の風土を作ることを意識できるようにすることが大切である。

(イ) 都内各教育委員会が、管下の学校において「いじめ総合対策【第3次】」の取組が行われているかを定期的に把握する必要があるのではないか。その際、取組の意味や意義を実感させ、学校が主体的に行えるように工夫することが大切である。

(ウ) 「いじめ総合対策【子供版】」に「身近な大人があなたを必ず守ります」というメッセージを入れたことは大変よい。同時に、学校の教員だけでなく、子供に関わる大人全員が、子供たちから「本当に守ってくれる存在だ」と思われるようにならなくてはならないという言葉の重みも感じた。

(エ) 「いじめ総合対策【第3次】」や「いじめ総合対策【子供版】」に自己指導能力を育む視点が盛り込まれていることが素晴らしい。道徳教育や特別活動等を中心に領域を限定しない教育全般で実践してもらいたい。まさに発達支持的生徒指導の具現化であると考ええる。また、学校内で定期的に検証できるシステムを開発し、着実に実践することを通していじめ問題の本質にアプローチしてもらいたい。

(オ) 学校の教職員だけではなく、保護者や学校に関わる地域の方も含めた場で、「いじめ総合対策【第3次】」や「いじめ総合対策【子供版】」等について知ってもらうことも重要ではないか。

イ 成果

(ア) 「いじめ総合対策【第3次】」及び「いじめ総合対策【子供版】」において、自己指導能力を育む視点を踏まえたいじめ防止に関わる取組を記載することによって、都内公立学校における発達支持的生徒指導の充実を図った。

(イ) 「いじめ総合対策【子供版】」の活用方法について、高校生いじめ防止協議会等で協議を行うことを通して、いじめの当事者である子供たち自身がいじめについて考えを深めるための取組を行った。

ウ 今後の方向性

(ア) 「いじめ総合対策【第3次】」の取組状況を把握する仕組みを構築するとともに、実践事例を共有することによって、学校における自己指導能力の育成の視点に立った指導の充実を図る。

(イ) 自校のいじめ防止対策を学校内で定期的に検証できる仕組みを構築することで、各校における取組の質の向上を図る。

(ウ) 学校に関わる家庭、地域、関係機関に、都教育委員会のいじめ防止等に関わる取組を知ってもらうと同時に、連携を深め、チーム学校としての絆をより強固なものにする。

(5) 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進

【具体的な視点】

- ① いじめの早期解決に向けて、弁護士や精神科医、心理士等の専門的知見により、保護者や学校、教育委員会が安心して相談できる仕組みやその有効性について検討する。
- ② 学校における弁護士や学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した「いじめに関する授業」の実践事例を収集し、連絡会等において共有する。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) 保護者や学校、教育委員会が安心して相談できる仕組みを構築するための事業の実施

区市町村立学校を対象に、退職校長、副校長、主幹教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー経験者等が「いじめ対応サポーター」として学校の生活指導を支える「子供が安心して生活できる学校づくり検証事業」を実施している。また、児童・生徒が安心して学校に通えるようにすることを目的に、保護者がいじめの初期の段階から法律や医療等の専門家のサポートを受けられる相談体制を構築する「専門家を活用したいじめ問題サポート事業」等を行っている。

さらに、学校がいじめや暴力行為等の問題行動、不登校、子供の貧困、児童虐待、ヤングケアラー等、子供が抱える困難の解決や軽減・緩和に向けた組織的な連携・支援体制を構築するため、教職員と外部人材をつなぐ役割をもつ「教育相談主任」を新たに都内 10 校の公立中学校に設置し、子供が抱える問題解決に向け、組織的な教育相談体制を構築している。

その他、都立学校を対象に、学校が抱える保護者等からの過剰な要求等に対して、弁護士が伴走型支援を行う体制を構築し、相談体制の充実を図る「スクールリーガルサポート事業（令和 8 年度からは「都立学校スクールロイヤー事業）」」を行っている。

(イ) 「いじめ防止に関する授業」実践事例等の周知

「いじめ総合対策【第 3 次】」下巻〔実践プログラム編〕に、スクールカウンセラーを活用した「いじめ防止に関する授業」実践事例を紹介している。スクールカウンセラーの主な職務やスクールカウンセラーが行う心理教育について解説し、授業の展開例も併せて明記している。

また、いじめの未然防止に向けた関係機関との連携として、関係機関の紹介や具体的な連携例を紹介するとともに、「学校サポートチーム」との日常からの連携について解説し、学校が自校の取組を見直すことができるようにしている。

【委員の意見】

(ア) 子供が安心して生活できる学校づくり検証事業について、「いじめ対応サポーター」が専門性を生かしていじめに関わる子供や保護者への聞き取り等について助言をしてもらえることは非常にありがたい。また、外部人材を活用した学校問題サポート事業について、子供や保護者から相談を受けることのできる弁護士を配置するのは、子供や保護者からすると、とても心強くてよい。

(イ) 「スクールリーガルサポート事業」について、学校がいじめ等の対応について「こうしたい、こうすべきだ」と思うところに対して、法的な専門性をもつ弁護士から助言を受けられるのは

大変よい。

(ウ) 子供は専門職だから相談するというよりは、自分が相談しやすい人に相談すると思う。ある学校では、校内に居場所カフェのようなものがあり、そこに様々な大人が関わっていて、子供が大人を選んで相談できるようになっている。子供が相談しやすい大人が間に入って、スクールカウンセラーや教育相談主任につなげられるようにするとよい。

(エ) いじめる側の子供の背景を知り、適切な連携先につなぐことができる専門性のある教職員が学校いじめ対策委員会に関わることが重要である。

イ 成果

(ア) 都教育委員会の実施している専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組は着実に進んでおり、子供や保護者、学校の支えとなっている。

(イ) 高等学校においては、スクールカウンセラー等の相談員に相談する生徒の割合が増加しており、生徒にとって学校における専門家への相談がより身近なものになっている。

(ウ) 専門家等を活用した「いじめ防止に関する授業」について、事例を含めた取組事例の周知を行うことで、各学校における授業の質の向上を図った。

ウ 今後の方向性

(ア) 学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携を一層強化し、専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組をさらに充実させていく。

(イ) 教育相談主任等、学校と関係機関等を適切につなぐ役割をもつ教職員の配置による効果を学校から聞き取り、教職員一人一人の専門性の向上を図る。また、警察や病院、児童相談所、子供家庭支援センターなどの関係機関等と連携した専門家等を活用した「いじめ防止に関する授業」の事例を増やし、周知していく。

(6) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態への対応力の向上

【具体的な視点】

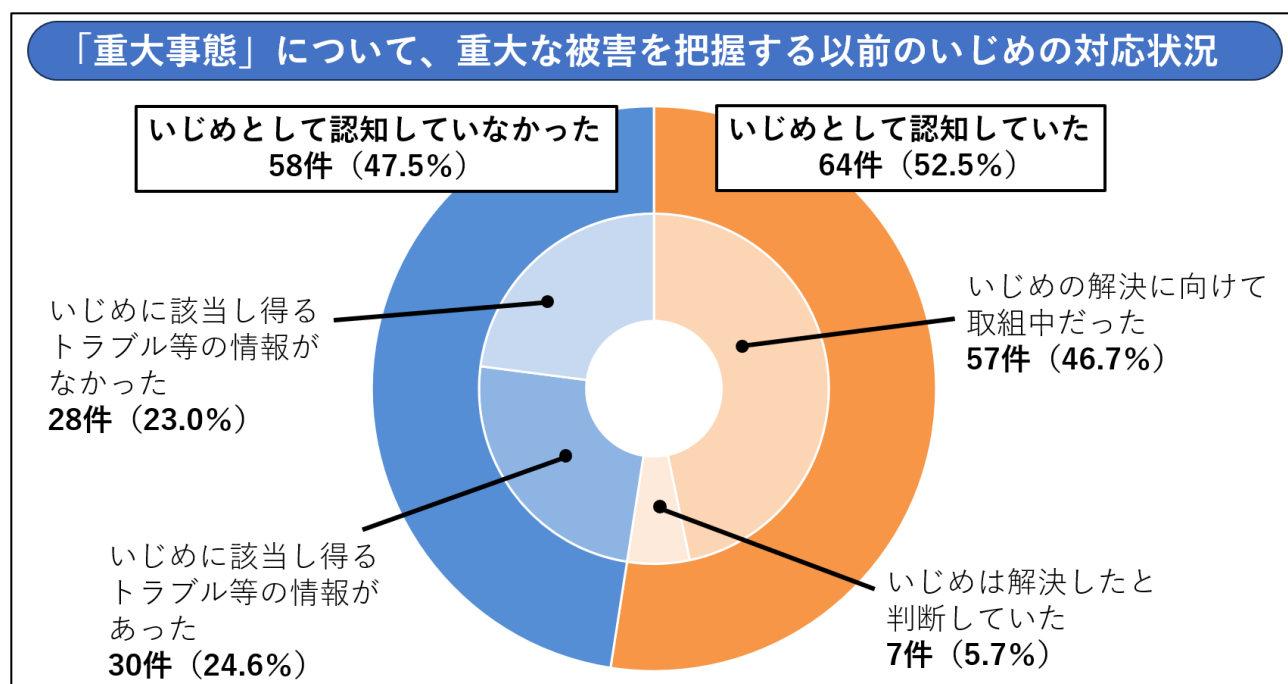
- ① 重大事態の調査報告書等から、重大事態になった要因や対応等の問題点を洗い出し、共通する課題は何かを明らかにする。
- ② 学校等に対して、法やガイドラインを踏まえた適切な対応となっているか、具体的に指導・助言をしていく。

ア 現状及び委員の意見

【現状】

(ア) 問題行動等調査における「重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」の分析

「令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、重大事態における重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況の回答について分析を行った。その結果、重大事態となる前から既にいじめとして認知していた案件は全体の 52.5%であることが分かった。また、いじめに該当し得るトラブル等の情報があっても関わらずいじめとして認知しておらず重大事態となった案件は全体の 24.6%であることが分かった。



『令和 6 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』（東京都教育委員会）から作成

(イ) 各種連絡会等における重大事態への対応力向上に向けた研修の実施

都内全公立学校長を対象とした令和 7 年度生活指導等連絡会において、いじめの重大事態への「確実な定義の理解」、「迅速な初期対応」及び「明確な情報整理」の視点から、いじめ重大事態への対応力の向上を図る研修を行った。また、令和 6 年度生活指導担当指導主事連絡会において、いじめ重大事態に至った具体的な事例を用いて学校及び教育委員会の対応の在り方について協議を行った。さらに、都内全公立学校の生活指導主任等を対象とした令和 7 年度生活指導担当者連絡会において、いじめを認知できなかったことから重大事態となった事案を取り上げ、対応に関する意見交換等を通していじめ重大事態への対応力の向上を図った。

【委員の意見】

- (ア) 全体的にいじめの認知への意識が高まっていることは確かであるが、「いじめに該当し得るトラブル等の情報があつた」にも関わらず、重大事態に至った事例が約 25%あつた。このことを踏まえると、全ての教職員が適切にいじめを捉えられるようにすることに加え、いじめを認知した後の対応や継続的な支援・見守りの在り方について、連絡会等で考えを深められるようにしていく必要がある。
- (イ) 一見解決したように見える事案についても、被害を受けた子供の心の中で、まだ整理できていないいじめがある可能性がある。また、加害者側においても関係者が複数いて、その加害者集団にそこから抜け出せない雰囲気があるとすれば、そのいじめはまだ継続していく可能性がある。学校はいじめが継続しているのではないかと、まだ重大事態が終わっていないのではないかと見守り続けていく姿勢をもつことが大切である。
- (ウ) いじめ発生時の聞き取りや事実確認を進める中で、加害と被害の関係が入れ替わる場合があるなど、子供たちの人間関係は複雑であることから、教職員は子供を理解するための一層の研鑽が必要であり、専門家の知見を活用することも重要である。
- (エ) 法的にいじめの重大事態と認識することとは別に、全ての教職員が「重大事態になったら子供が傷つく」ということを認識する必要がある。多くの生活指導主任は初期対応の大切さや重大事態の悲痛さを理解しているが、全ての教職員に、いじめ重大事態は子供の人権を侵害していて、辛い思いをさせるということを浸透させてもらいたい。それが初期対応の第一歩の素早さなどにつながるのではないかと。また、重大事態を起こした学校が児童・生徒、保護者・地域の信頼を回復するには、膨大な時間と労力が必要になることも忘れてはいけない。

イ 成果

- (ア) 重大事態において重大な被害を把握する以前にいじめの対応状況を明らかにした。
- (イ) 各種連絡会等における重大事態への対応力向上に向けた研修を行うことで、参加者の重大事態に対する対応に関する意識を向上させた。

令和 7 年度生活指導担当者連絡会参加者からの声

- ・「いじめ総合対策【第 3 次】」の重大事態防止に向けた取組やチェックリストの活用について理解が深まった。
- ・重大事態にしないためには迅速な初期対応が大切だと学んだ。
- ・教職員一丸となって児童・生徒の心理的安全性を保てるようにしたい。
- ・校内体制の整備・徹底、教員間の連携、生徒との関係を再確認したい。 など

ウ 今後の方向性

- (ア) 学校におけるいじめ対応に関わる教職員向けの研修実施状況を把握し、全ての教職員が適切にいじめを捉えられるようにする。

- (イ) 各種連絡会等において、近年増加傾向にある重大事態の事例等を用いた研修を行うことで、どの学校においても重大事態が起こり得ることを理解し、発生時に適切に対応できるようにする。

第2 東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性

1 いじめ問題対策委員会からの提言

これまで述べてきた、現状と成果、課題に学び、東京都におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を目指し、対策委員会から次の5点の提言を発信したい。

(1) まず、全ての（周囲の）大人が子供たちを信頼していることを示そう。

子供の言葉に真剣に耳を傾け、子供をありのままに受け入れよう。

どの子供にとっても「学びが楽しいと感じられる授業」や「安全・安心に過ごせる場」を提供する。また、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を子供が実感できるよう、子供たちが自ら考え、選択し、決定する過程や、大人が子供を認めることを大切にする。

(2) 子供たちが自らいじめ問題を考えられるようにしよう。

子供たち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにしよう。

全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で、自己肯定感をもてるよう、日常の授業から、子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場をできるだけ多く設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度や自己指導能力を育成する。

(3) 相談しやすい環境の中で、いじめ問題から子供たちを守ろう。

日頃から子供たちの不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じられる体制を整えよう。

私たち一人一人が子供の相談相手に選んでもらえる大人になれるように意識を高くもつ。

(4) 教職員間の情報共有を大切にし、活用した行動をとろう。

教職員一人一人がもっている情報を提供しただけでは、共通理解には至らないと認識し、子供たちの状況を理解し、組織的な対応ができる真の情報共有を行おう。

どのような行為がいじめに当たるのか、どのような行為を許してはならないのか、どのような対応が適切なのかなど、一人一人が納得できる共通理解に基づき、組織及び個人として行動する。

(5) 今こそ、社会総がかりでいじめ問題に向き合おう。

いじめ問題への理解が深まるなか、実態を踏まえ、今こそ学校、家庭、地域、関係機関が連携していじめ問題に向き合おう。

教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役割を分担し、誰もが大切にされていることを実感でき、安心して生活が送れるような、いじめが起りにくい風土をつくる。

2 いじめ防止対策の一層の推進に向けた5点の方策

いじめ防止等の対策を一層推進するために、都教育委員会が取り組むべき事項として、次の5点を挙げる。

(1) 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止等の取組に向けた教職員の対応力の向上

- ア 学校が発達支持的生徒指導の実施状況やいじめ防止対策を検証できる仕組みを構築することで、各校における取組の質の向上を図る。
- イ 教育委員会が所管の学校の発達支持的生徒指導やいじめに関わる教職員研修及び授業の実施状況を把握できる仕組みを構築することで、教育委員会による一層きめ細かな指導のもと、学校のいじめ防止対策が行われるようにする。
- ウ 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとりいじめ防止の取組を目的とした教職員研修等の実践事例を区市町村教育委員会と共有することによって、都内全公立学校における自己指導能力の育成の視点に立った指導の充実を図る。

(2) 子供がいじめ問題を主体的に考え行動できる取組の充実

- ア 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれのいじめ防止対策の現状を把握し、実態に合ったいじめ防止対策の在り方について検討する。
- イ 「いじめ総合対策【子供版】」の活用状況を把握した上で効果的な活用方法について検証し、都内全公立学校と共有していく。
- ウ いじめ問題の当事者である児童・生徒が、自分たち自身でいじめ問題について主体的に考えることができるような授業の在り方を引き続き検討する。

(3) いじめ問題の現状を把握し、子供が自らSOSを出せるようにする取組の充実

- ア 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等の結果や、学校等におけるいじめ問題に関する現状や課題等を引き続き分析し、好事例等について共有を図る。
- イ 「SOSの出し方に関する教育」について、各校の取組状況を把握するとともに、映像教材等を活用した実践事例を共有するなど各校における取組の質の向上を図る。
- ウ いじめを把握するためのアンケートの実施方法について、紙で行う場合や電子媒体で行う場合など、子供の発達の段階や学習環境等を考慮した上で、最も効果的な実施方法について検討する。

- エ 自殺対策基本法の一部改正を受け、学校が自殺対策基本法の基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、子供の自殺の防止等に取り組めるようにする。

(4) 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の推進

- ア 学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携を深め、専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組の充実を図る。
- イ 教育相談主任等の関係機関等と適切につなぐ役割をもつ教職員について、効果的な在り方等を検証していく。また、関係機関等と連携した専門家等を活用した「いじめ防止に関する授業」の事例を増やし、周知していく。

(5) いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態への対応力の向上

- ア 都内各教育委員会が学校における重大事態に関わる教職員向けの研修の実施状況を把握し、全ての教職員が適切に重大事態の未然防止及び対応を行えるようにする。
- イ 各種連絡会等において、近年増加傾向にある重大事態の事例等を用いた研修を行うことで、どの学校においても重大事態が起こり得ることを理解し、発生時に適切に対応できるようにする。

第3 資料

第6期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員一覧

区 分	氏 名	所 属 等	
学識経験者	和田 孝	帝京大学 名誉教授	委員長
	宮古 紀宏	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官、副センター長	委員長 職務代理者
	中村 豊	東京理科大学教育支援機構科学教育連携センター 教授、副センター長、博士（教育学）	
	梅田 比奈子	玉川大学教職大学院 教授	
区市町村 教育委員会	吉原 健	武蔵野市教育委員会教育長	
医 療	田中 哲	子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ院長 児童精神科医	
心 理	増井 紀子	東京都公立学校スクールカウンセラー 光塩女子学院中高等科スクールカウンセラー	
福 祉	瀬戸本 むつみ	東京都教育委員会「区市町村への不登校対応支援事業」 統括スーパーバイザー	
法 律	角南 和子	角南法律事務所 弁護士	
警 察	坂本 真之助	警視庁生活安全部少年育成課 課長代理	

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成２６年東京都教育委員会規則第１８号）

（趣旨）

第１条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成２６年東京都条例第１０３号）第１１条第７項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）の教育委員会（次項において「教育委員会」という。）並びに都立学校（東京都立学校設置条例（昭和３９年東京都条例第１１３号）第１条に規定する都立学校をいう。）及び区市町村立学校（次項において「公立学校」という。）のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次項において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進について調査審議し、答申する。

- ２ 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。
- ３ 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第２８条第１項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第３条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員１０人以内をもって組織する。

- ２ 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第４条 委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第５条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- ２ 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- ３ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第６条 対策委員会は、委員長が招集する。

- ２ 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- ３ 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- ４ 対策委員会が第２条第３項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。
- 3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。
- 5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

令和 6 年 11 月 14 日

東京都教育委員会

記

1 諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について

2 諮問理由

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定した。

これらを踏まえ、これまで東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と、保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進するとともに、その成果と課題を検証、評価し、改善を図ってきた。

こうした中、東京都教育委員会は、令和 4 年 11 月に、第 5 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、令和 6 年 7 月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2 年間の取組の成果として、子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組、教職員が軽微ないじめも積極的に認知することができるような取組、専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進の実績が評価されている。

一方で、学校いじめ対策委員会を実効性のある組織にするとともに、重大事態やその疑いがあったときの対応、教育委員会との連携等を見直すこと、教員の保護者対応のスキルの向上、各校における事例研究など、効果的な研修内容について検討すること、いじめに関する授業を意図的・計画的に、実施していくことができるような手だてを検討すること等について、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

こうした検証・評価を基に、いじめ防止対策の一層の推進に向けて、東京都教育委員会が取り組むべき事項として、「発達支持的生徒指導の趣旨にのっとったいじめ防止等の取組の推進」、「発達の段階に応じたいじめ防止等の具体的取組に係る検討及び共有」、「教職員の意識啓発及び対応力等の向上」、「子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実」などの 6 点が挙げられている。

これらの指摘を踏まえ、東京都教育委員会は、第 6 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

第 6 期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 審議経過

回	日時		審議内容（概要）
第 1 回	令和 6 年	12 月 2 日	○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について
第 2 回	令和 7 年	3 月 5 日	○ 専門家等の知見を活用したいじめ防止対策及び早期解決への取組について ○ 組織的ないじめ防止対策について ○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について
第 3 回		7 月 23 日	○ 教職員の意識啓発及び対応力等の向上について ○ 子供自身がいじめ問題の理解を深め、自ら考えて行動できるようにするための取組の充実について ○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について
第 4 回		11 月 4 日	○ いじめの現状と課題を踏まえた対応策について ○ いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態への対応力の向上について ○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について
第 5 回		1 月 30 日	○ 「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」の在り方について ○ 第 6 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申の検討状況を受けた都教育委員会のいじめ防止に係る取組の検証・評価について ○ 「いじめ防止対策推進法」第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について
第 6 回	令和 8 年	7 月 6 日	○ 第 6 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について ○ いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告について